

次なる
茨木へ。
茨木には、次がある。
平成30年は市制施行70周年

茨木市×追手門学院大学 連携講座



2018年度 追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所 公開講座

アジア・オーストラリアと日本

アジア・オーストラリアには、歴史や文化、経済など様々な面で日本と関係が深い国・地域が多い。

一方、日本と比べると、かなり異なる社会や制度もあります。

日本とのつながりや日本との比較に焦点を当てることで、

アジア・オーストラリアを身近に感じてもらうことのできる講座です。

ご参加お待ちしております。

一時保育有
(要申込・有料)

2018年11月10日(土)・17(土)・24(土)

各回/10:30~12:00(受付:10:00~) 入場無料

茨木市立生涯学習センターきらめき 302号室 定員/各回50名(申込み先着順)

第1回
11/10(土)



「現代インドをめぐる諸問題」

講師:小松 久恵

(オーストラリア・アジア研究所所員・国際教養学部講師)



第2回
11/17(土)



「イノベーション・マネジメントの実現
—日豪の事例を中心に—」

講師:崔 宇

(オーストラリア・アジア研究所副所長・経営学部准教授)



第3回
11/24(土)



「地球温暖化防止協定をめぐる
日本とオーストラリアの国際関係

—京都議定書からパリ協定へ—」

講師:加賀爪 優

(京都大学名誉教授)



大阪府 茨木市
Ibaraki City



想像もしなかった自分史がはじまる
追手門学院大学

お問合せはコチラ↓

追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所
〒567-8502 大阪府茨木市西安威2-1-15
TEL:072-641-9667 Email:cas@otemon.ac.jp

申込方法

QRコードまたは、FAXにて
お申し込みください。

FAXは裏面の申込用紙をご利用ください




Hinduism

Jainism

Islam

現代インドの諸問題

インドの宗教対立について

担当：小松久恵


Christianity

Sikhism

Buddhism

講義テーマ：多宗教国家インドにおける諸問題を学ぶ

・目的

現代インドで大きな問題となっている宗教対立について学び、その背景にあるものを考察する。

・内容

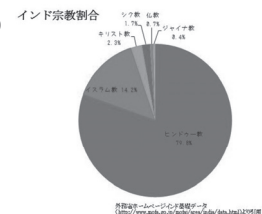
1. ヒンドゥー教
2. イスラーム
3. インド社会と宗教

インド共和国 (Republic of India)

- 人口 13億1000万人（2015年調査）
- 民族 インド・アーリア族、ドラビダ族、モンゴロイド族etc.
- 宗教 ヒンドゥー教徒79.8%、イスラム教徒14.2%、キリスト教徒2.3%、シク教徒1.7%、仏教徒0.7%、ジャイナ教徒0.4%
- 言語 連邦公用語はヒンディー語、他に憲法で公認されている州の言語が22

宗教

- ヒンドゥー教徒 79.8%
- イスラム教徒 14.2%
- キリスト教徒 2.3%
- シク教徒 1.7%
- 仏教徒 0.7%
- ジャイナ教徒 0.4%



ヒンドゥー教とは？

「宗教文化的複合体」

- 開祖による統一的な教義・体系をともなって形成され発達した宗教ではない
- ⇒ 民間信仰、儀礼、習俗、倫理、生活様式などが長い時代を経ながら再編されてきたもの
- 絶対唯一の神／聖典をもたない
- 地域やカーストによって信仰形態が著しく異なる

ヒンドゥー教の主な思想

- 輪廻と業(カルマ)
 - 業：因果をもたらす行為 → 様々な物事を規定する
 - 輪廻：過去世ー現世ー来世 → 結婚
 - 解脱が最終目標 → 食事
- 法(ダルマ)
 - 行為の規範 → 職業 等々
 - カースト制度を強化
- カースト

イスラム教とは？

「厳格な一神教」

- 唯一絶対の神アッラーを信仰し、教典コーランの教えを信じ、従う
- 主要な宗教的実践
 - 1日に5度の礼拝
 - ラマダーン月の断食
 - メッカ巡礼
 - 信徒同士の相互扶助

イスラム教の主な思想

- 多神教の拒否
 - アッラー(Allah)が唯一の神であり、その他の神格を認めない
- 個人救済の目標を来世におく
 - 現世よりも来世が重要
- 信徒同士の相互補助
 - ・信徒間は平等であり、聖職者・僧侶階級をもたない。
 - ・宗教上指導者(イマーム)を有するのみ



インドにおいて増え続ける宗教対立：2014年以降、急増

- ・2015年 751件（死者97名、負傷者2264名）
- ・2016年 703件（死者86名、負傷者2321名）
- ・2017年 822件（死者111名、負傷者2384名）



ヒンドゥーとイスラーム：何が違うのか？

	ヒンドゥー	イスラーム
開祖	無	マホメット
聖典	複数 (統一的でない)	コーランのみ
崇拝対象	多神教	一神教(唯一絶対)
偶像	崇拝	厳格な禁止
身分	カースト制度	信徒間の平等
食の禁忌	牛(聖なる存在)	豚(穢れている)

15

宗教対立の根本：インド分離独立（1947年）

各教徒の動き

→ シク&ヒンドゥー

→ ムスリム

- ・強制的な移動、流入による難民化(1500万人以上)



両教徒間に無数の衝突と暴動、虐殺と報復、100万人以上の死者を生む

→ 祖父、曾祖父時代の惨事と憎悪の記憶が現在もお受け継がれる

両教徒間に残る強い不信感、反発

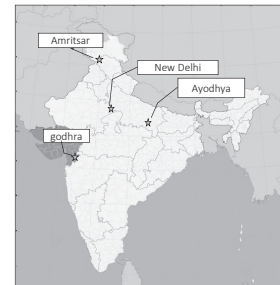
11

現代インドにおける主なコミュニナル暴動

1984年 黄金寺院事件【Amritsar】
軍隊によるシク教徒過激派の鎮圧
➢首相暗殺とその報復としてデリーでシク教徒虐殺(約3000人)

1992年バーブリ・モスク事件【Ayodhya】
インド北部アヨディヤにある聖地の帰属をめぐる対立
➢死傷者6000人

2002年、ゴドラ駅列車襲撃事件(グジャラート暴動)【Gujarat, Godhra駅】
インド西部グジャラートでの急行列車放火とそれに対する報復
➢死傷者2000人、20万人以上の難民を生む



12

バーブリ・モスク事件

1992年12月6日～12月9日

ヒンドゥー原理主義に扇動された一派により、歴史あるバーブリ・モスクが完全に破壊され、ヒンドゥー・ムスリム両者対立が激化するきっかけとなった。

➢ 死傷者6000人



13

事件の歴史的背景

時代	出来事
植民地時代(1930年代後半)	両者の主張はすでに裁判に
独立直後(1947年)	問題回避のためモスクを閉門
1980年代後半	閉門、問題再浮上
1986年～	世界ヒンドゥー協会(VHP) ラーマ王生誕寺院建設運動
1989年	バングラデシュとパキスタンでイスラム教徒によるヒンドゥー寺院破壊
1990年	インド人民党(BJP)クリシュナ・アドヴァニー巡礼ツアー(寺院建設運動奨励)
1991年	BJP州政掌握【寺院建設運動推進、バングラデシュ移民労働者(ムスリム)排斥】
1992年7月	建築家によるヒンドゥー寺院の痕跡発見(ラーマ王生誕寺院の存在主張)
1992年12月	VHPとBJPなどの先導のもと狂信的ヒンドゥー(20万人とも)がバーブリ・モスクを破壊

14

ゴドラ駅列車襲撃事件(グジャラート暴動)
2002年2月27日～3月2日

バーブリ・モスク跡の聖地からの巡礼帰りのヒンドゥー教徒をムスリムが襲撃し、58名が死亡。その報復でヒンドゥーが多数のムスリムを殺した事件。報復が報復を呼び、2000人を超える死者、20万人以上の難民を出すなど国中を巻き込む大きな事件となった。

15

事件をどう見るか

事件の発端：ゴドラ駅列車襲撃事件

被害者

- ・大半がヒンドゥー教徒(ヒンドゥー至上主義団体VHP活動家)
- ・巡礼帰り？寺院建設の決起集会？
- ・ムスリム多数地区での傲岸な振る舞い

＊VHPは現場となった州の与党BJPの支援団体

16

事件をどうみるか

事件の発端：ゴドラ駅列車襲撃事件

加害者

- ・地元（？）のイスラム教徒
- ・列車への投石
- ・何者かによる緊急停車
- ・放火

* 多くの疑問点

- ① 大量の燃料が列車内にまかれていた
- ② 特定の車両は外から鍵がかけられ、乗客が閉じ込められていた

17

事件をどうみるか

襲撃事件から暴動へ

過度に迅速な州政府（BJP）の対応

- ・州都まで死者の運搬
- ・政府高官の根拠なき発言「この事件の背後にはイスラムやパキスタンの影がある」

⇒ 市民の中に「ヒンドゥー至上主義」「反イスラム感情」が高揚

⇒ ムスリムへの無差別な報復（略奪、放火、襲撃、強姦、殺人）

18

事件をどうみるか

襲撃事件から暴動へ

暴徒はだれか？

- ・数万人が襲撃に参加したとされる
- ・一般市民に加え、州外から来たVHPの過激な活動家たち

→ 暴徒を扇動したため、被害が甚大に

19

事件をどうみるか

なぜ被害が広がったのか

警察の抑止力不足



- ・警察官に圧倒的にヒンドゥー教徒が多い
- ・州首相が州警察幹部を自宅に集め、「ヒンドゥー教徒が行うムスリムへの報復行動は制止しないように」と指示を出した（後の報告書）

20

暴動事件をめぐる判決

【2011.3.01 CNN】

インド西部グジャラート州で2002年2月、急行列車が放火され、ヒンドゥー教徒ら50人以上が死亡した事件で、インドの裁判所は3月1日、11人に死刑を言い渡した。

裁判では31人が有罪判決を受けていて、このうち11人が死刑、20人が終身刑を言い渡された。罪に問われた94人のうち、弁護側とみられた人物を含む63人は、証拠不十分で無罪となった。弁護側は控訴の構えを示している。

インドでは、死刑囚が最高裁に控訴し、さらに棄却された場合は大統領に恩赦を願い出ることができる。終身刑は事実上20年間、14年間の服役後、改めて控訴が認められる。この事件の受刑囚はすでに9年間収監されていて、検察によればこれも服役期間として算入されるという。

事件で死亡したヒンドゥー教徒のグループは、北部アヨディヤでモスク跡地に寺院を建設する運動に参加した構成員だった。これをきっかけにヒンドゥー教徒とイスラム教徒の衝突が数日間続き、イスラム教徒を中心に1000人以上の死者が出た。

21

コミュニonal対立をどう読むか

【何が対立をつくりだすのか】

バブリー・モスク事件

ヒンドゥー教徒に高揚感をもたらし、ヒンドゥー・ナショナリズムを大いに喚起



ヒンドゥー至上主義団体をバックにもつインド人民党（BJP）が、90年代の総選挙で幅広い支持を獲得。96年に第一党となり、98年には連立政権を樹立。2014年選挙で圧勝、現在与党。

22

コミュニonal対立をどう読むか

【何が対立をつくりだすのか】

グジャラート暴動

- ・ムスリム虐殺が有権者リストを基に行われた
- ・警察には暴動に介入しないという指示
- ・有罪判決がムスリムのみに下る



政治的関与の示唆

23

暴動から約10年

誰が責任をとるのか

- ・当時の州首相、ナレンドラ・モディ

ヒンドゥー教至上主義団体（RSS）団員

- ・暴動への関与否定
 - ・西側諸国からの批判「犯罪政権」
- 例）2005年、米国ビザ支給拒否

⇒ 日本とは友好関係



暴動から約10年

- 2014年10月、モディ首相誕生
- 経済成長を理由に多くの支持
- 国内ではカリスマ視
- 欧米各国からの高評価

暴動の責任は？



暴動から約15年：再び宗教対立激化

2010年半ばから「牛肉殺人」多発

- * 牛肉を売ったり食べたりしたなどの疑いをかけられた市民が暴徒に襲撃される事件
- * 被害者の大半はイスラム教徒
- * 牛の保護がイスラム教徒への弾圧にすり替えられる騒動を「牛肉のジハード（聖戦）」とも

26

- 2015. 10. 28 「牛肉を食べた」という噂が原因でヒンドゥー暴徒がムスリム男性を殺害
- 2017. 6. 22 列車に乗っていたイスラム教徒の少年が「牛肉を食べた」といいかがりをつけられ刺殺



暴動から約15年：再び宗教対立激化

牛肉問題に歯切れ悪いモディ

2010年から今年6月25日までの間に、63回の牛肉（水牛を含む）に関連した襲撃事件があり、28人が殺害された。事件の97%はモディ政権発足後に起き、約半数の32件はモディ氏与党のインド人民党（BJP）が州政権を握っている州で発生した。今年に入ってから、こうした事件は20件も起きている。

2017年7月24日 Sankei Biz

28

暴動から約15年：再び宗教対立激化

今後の政策方針は？
宗教融和への道は？
世論は？



牛肉殺人・モディ政権に抗議するイスラム教徒たち

29

もう一つの世論：熱狂的な牛保護への疑問

女性問題が置き去りにされている現状への問い
インド在住アーティスト Sujatro Ghosh氏

「インドで牛が女性よりずっと重要な存在とされていることに、不安を感じます。ヒンドゥー教で神聖視されている牛よりも、レイプや暴力を受けた女性に正義がもたらされる方が、ずっと長い時間がかかるのです」

2017年07月06日 HUFFPOST

30

「牛は保護されるのに、なぜ・・・」



31

【参考文献】

- アミタヴ・ゴシュ／井坂理穂 訳 ☆
『シャドウ・ラインズ—語られなかったインド』 而立書房 2004年
ウルワシー・プターリア／藤岡恵美子 訳 ☆
『沈黙の向こう側—インド・パキスタン分離独立と引き裂かれた人々の声』 明石書店 2002年
エドワード・ルース／田口未和 訳 ★
『インド 厄介な経済大国』 日経BP社 2008年
田中雅一／田辺明生（編） ★
『南アジア社会を学ぶ人のために』 世界思想社 2010年
https://www.huffingtonpost.jp/2017/07/06/cawmask-india-women_n_17402004.html
(☆はコミュニティ問題 ★はインド社会概説)

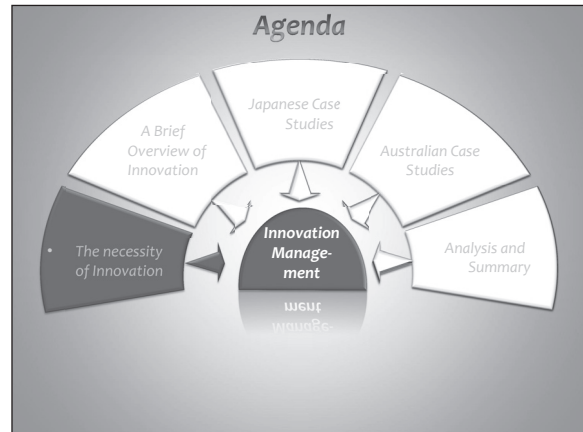
32

追手門学院大学オーストラリア・アジア研究所
公開講座: アジア・オーストラリアと日本

イノベーションマネジメントの実現 — 一日豪の事例を中心に —

講師: 追手門学院大学・経営学部・崔 宇

November 17th, 2018



The necessity of Innovation

イノベーションを促す要因

- 競争市場の激化**
High-cost country (Australia) vs Low-cost country (China, India)
- サービスや品質上の差異の減少**
Dentistry, surgery and optometry; the Great Barrier Reef
- 自国の強みを生かす戦略**
Australia's first world infrastructure, science and education
- イノベーションは '最高の競争武器'**
Innovation appears to be accelerating in many domains

AND MANY OTHERS

The necessity of Innovation

The innovation performance of Australian businesses is poor by international standards (Government of Australia, 2013)

高度なイノベーションを達成するために多くの課題が抱えている:

- 熟練労働の欠如
- 管理能力の不足
- イノベーション文化の欠如など

オーストラリアの位置づけ:
(とりわけ、全く新しいイノベーションという視点から)

- ビジネスイノベーションの世界的リーダーになれず
- 'fast-follower' の位置に追い込まれる

技術イノベーション資金が不足
➢ 開発と実施のコストが高い
オーストラリアのイノベーションは深刻な課題に直面している

The necessity of Innovation

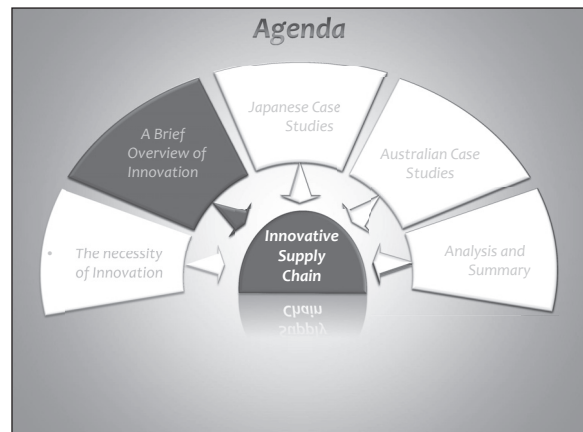
第5期科学技術基本計画—Society 5.0: 世界に先駆けた「超スマート社会」の実現 (総合科学技術・イノベーション会議, 平成13年1月から内閣府に設置)

現状評価: 根本的なゲームチェンジが起こりつつある中、これまでの延長線上で科学技術イノベーション政策を進めることの限界が露呈

- 知の融合、破壊的イノベーションの急速な進展、創業の役割変化
- イノベーションを巡る覇権争いの顕在化、持続可能経済への転換

イノベーション戦略の必要性: 「世界で最もイノベーションに適した国」の実現に向け、不確実な未来において何が重要かを大胆に思い描きつつ、優れた実体経済、技術シーズを含む知的資産、大学、人材等を世界的环境変化に合わせて有機的に再構築する

- 科学技術イノベーションの基盤的な力の強化
 - 公的な競争的資金が優秀な若手研究者に行き渡る取組を強化するとともに、若手研究者の研究環境の改善を図るなど、大学等の研究活動を活性化させる
- イノベーション創出に向けた人材、知、資金の好循環システムの構築:
 - オープンイノベーションを推進する仕組みの強化、中小・ベンチャー企業の創出強化、地方創生の推進等の取組の実施
 - 地方創生に資するイノベーション・エコシステムの実現に向けて中核企業支援関連施策を総動員して取り組む環境整備の促進



A Brief Overview of Innovation

イノベーションの定義

洞察力と起業家精神の融合によって、成長産業を立ち上げ、新しい価値を生み出し、高付加価値の雇用を創出する。(Business Council of New York State, 2006)

発明と洞察の交差、社会的、経済的価値の創造につながる。(Council of Competitiveness, 2005)

イノベーションは、新規または大幅に改善された製品、サービス、流通プロセス、製造プロセス、マーケティング手法、または組織的方法の実施を含む、企業業績を改善するための幅広い活動を意味する。(European Commission, 2004)

発明・発見に基づいた新技術・新製品・新市場を創造し、産業・社会を大きく変革する行為である(内閣府, 2016)

AND MANY OTHERS

A Brief Overview of Innovation

The 'What' of Innovation

価値を創造するために、新しい、または、改良された製品、サービス、方法、および、ビジネスモデルである。

The 'How much' of Innovation

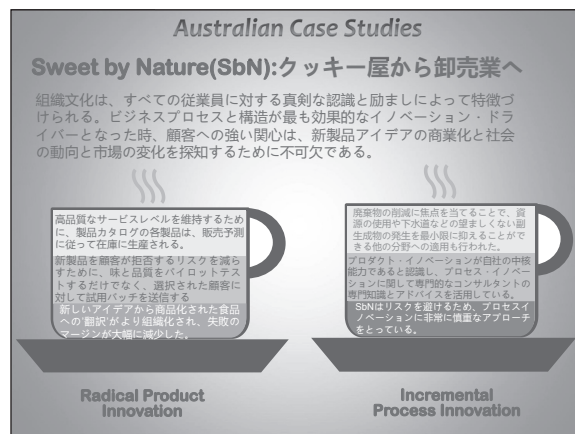
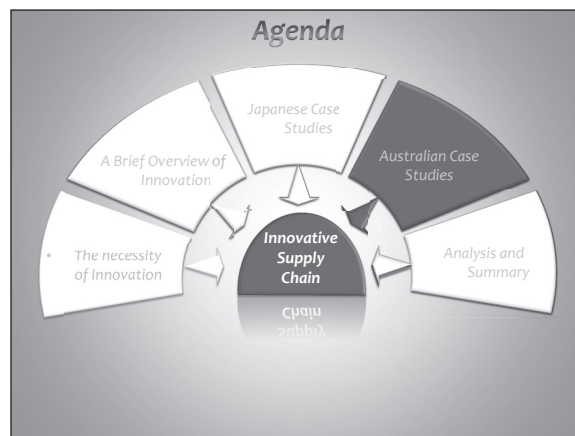
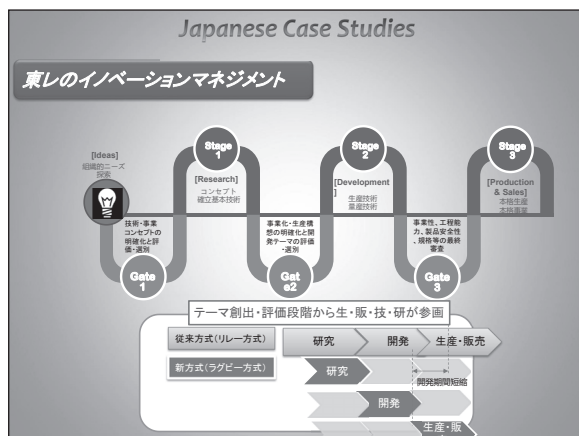
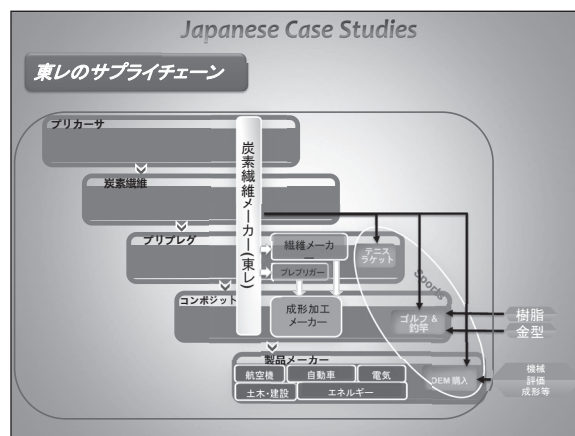
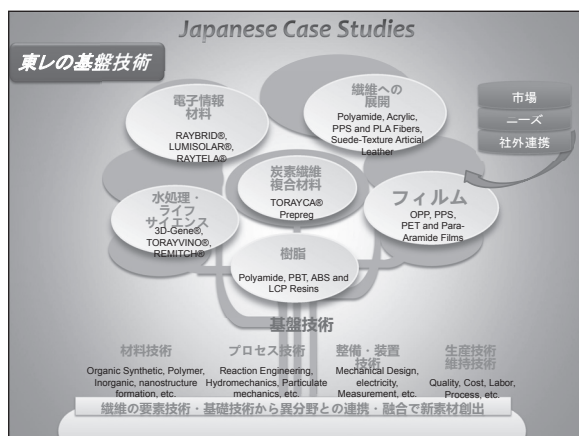
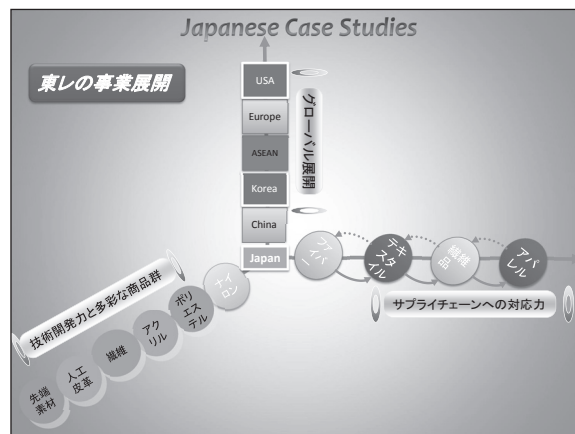
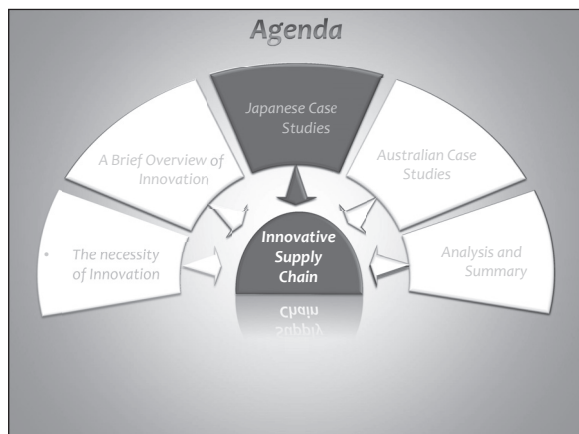
- Incremental (漸進的) イノベーション
- Radical (破壊的) イノベーション

Who benefits from Innovation

- A number of stakeholders (利益関係者)
 - Customers, Employees, ...

Which organizations can be most innovative

- younger, smaller upstart (新興企業)
 - Kwener's beverages, Cavalier Beer (in Melbourne) ...



Australian Case Studies

Kwancherのプロダクトイノベーション

David Burnsと妻のElly Meitzがモロッコに旅行し、桃のアイ스티ーと地元のビールを飲んだ後、メルボルンに戻り、桃のジュースと紅茶でビールを作ろうと試みたのがきっかけで新しい飲料水（ペール・エール）の誕生につながった。

01 自家醸造者の成功

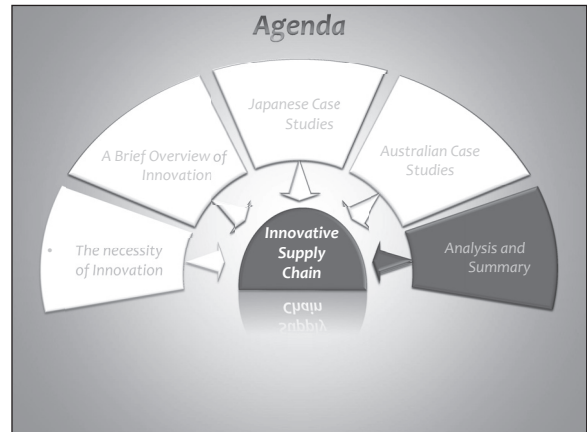
自分たちが作った飲料水が素晴らしい味だったので、Kwancherは6ヶ月後に生まれた。同様に2013年のオーストラリア・ベストペール・エール賞を獲得した。

02 アントレプレナーの特徴

Burnsは、機会を感知し、それに効果的に行動できるという要素を持っている。彼は機会市場を見つけ、それを活用した。

03 イノベーションマネジメント

Kwancherの自家製の醸造酒が消費者に人気を得たので、Southern Bay Breweryと提携し、ペール・エール(pale ale)を開発した。現在、様々な飲料水の共同開発に取り組みしており、ビジネスモデルを軌道に乗せている。



Analysis and Summary

オーストラリアのイノベーションマネジメントの取組

国家イノベーション・科学振興政策(NISA: National Innovation and Science Agenda)を掲げ、アントレプレナー・イノベーションの支援プログラム(The Idea Boom)、サイバーセキュリティ戦略、産業イノベーション科学省による支援拡大

スタートアップ企業と投資家に対する優遇税制や、企業と大学のコラボレーション促進、オーストラリア連邦科学産業研究機構によるデータアナリティクス分野の研究プログラム(Data61)を通じて新しいテクノロジー産業の振興

挑戦と課題

先端テクノロジーや、アーリーステージ/成長ステージの経営や投資といった分野においては海外人材の招致に依存する状況が続く

大学、研究機関や民間企業間のコラボレーションの実績はまだ不十分

AND MANY OTHERS

Analysis and Summary

日本のイノベーションマネジメントの取組

サイバー空間基盤技術(AI /IoT /ビッグデータ); フィジカル空間基盤技術(センサ/アクチュエータ/処理デバイス/ロボティクス/光・量子); 革新的建設・インフラ維持管理/革新的防災・減災技術といった最先端領域においてイノベーションマネジメントの実現に加速

挑戦と課題

大企業がコーポレートベンチャーキャピタルを設立したり、インキュベーター等を通じてスタートアップ企業の活動を支援したりする取組が増強する必要がある

イノベーションの加速や破壊的テクノロジーの利活用、パートナーシップやアライアンスによるエコシステム創造が不十分

AND MANY OTHERS

Analysis and Summary

イノベーションマネジメントの実現に向けて

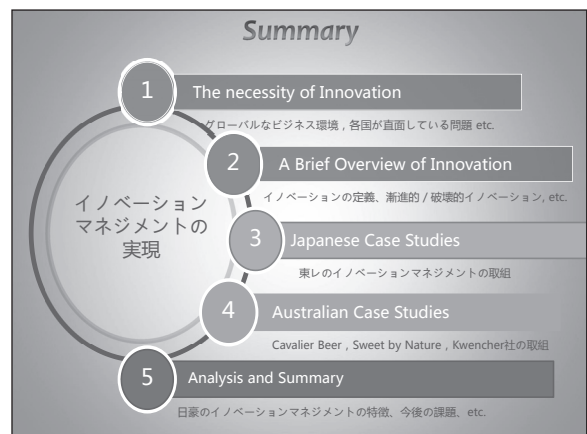
イノベーション創出のための専門組織の設立

イノベーション創出のためのプロセスの整備

イノベーション創出に関わる社内活動の活発化

外部連携によるイノベーション(オープンイノベーション)の補強

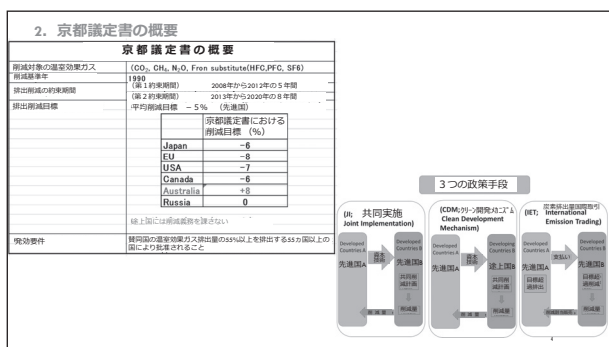
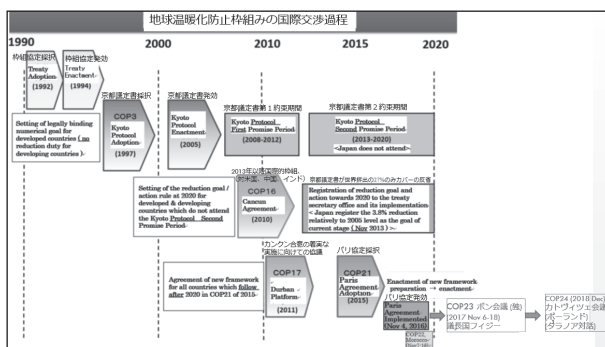
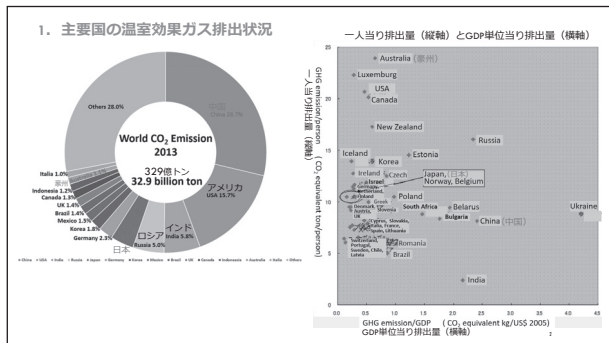
AND MANY OTHERS



「地球温暖化防止協定をめぐる日本とオーストラリアの国際関係
---京都議定書からパリ協定へ---」
Global Warming Mitigation Framework and International Relation between Australia and Japan
----- from Kyoto Protocol to Paris Agreement -----

進門門学院大学アジア・オーストラリア研究センターセミナー
2018年度大会 11月24日(土)
(於: 茨木市生涯学習センターきらめき 302号室)

京都大学 加賀川 優
Masaru KAGATSUME
Professor Emeritus
Kyoto University, Japan



日本企業グループによる合併植林プロジェクト

(1) 王子製紙、伊藤忠商事、東北電力、日本郵船会社、千寿文房具
アルバーニー、西オーストラリア州

(2) 丸紅 (40%)、日本製紙 (40%)
西オーストラリア州

(3) 日本製紙、三井物産
ブナリー地区、西オーストラリア州

(4) 三菱製紙、北越製紙、イオン百貨店、中部電力、東京ガス、三菱商事
ブルーガム、アデレード、南オーストラリア州

(5) 共同研究 (RITEの森)、公益財団法人地球環境産業技術研究機構
日本製紙、大阪大学理工学研究所
コロリー地区、西オーストラリア州

3. パリ協定の主要内容 <京都議定書(2008-2020)後の地球温暖化対策(2020-)の国際的枠組協定>

1.<Top down goal> 全体的(上意下達型)目標
産業革命以前の状態からの気温上昇を2℃以内、望ましくは1.5℃以内に留める長期的目標の為に、今世紀後半に温室効果ガスの排出と吸収を均衡させること(ゼロ・エミッションの達成)

2.<Bottom up goal> 各国毎の(草の根型)目標
京都議定書との違い) 全ての国が関与する2020以後、各国が削減目標を決めて公表し、5年毎にその成果をレビューすること。原則として、各国は前の目標を決めて公表し、5年毎にその成果をレビューすること。 (ratchet-up mechanism)

3.<Global stocktake> 国際的実績評価
上記2つの目標を達成させるため、各国の目標の合計と長期的な目標を比較すること。これは、個々の国の行為の評価ではなく、世界全体としての努力の評価である。

4.<Capital support> 途上国への資金援助
必要な途上国の資金援助、原則として先進国が主導すべきであるが、途上国も自発的に他の途上国を支援する。

5.<Help for loss and damage> 気候変動による被災国への国際的支援枠組
気候変動の影響への対応失敗による被災国を支援するための国際的枠組

6.<Framework of testing> 各国の削減目標と他国への支援措置を国際的定期的に監視報告する検証枠組
各国の削減目標と他国への支援措置を国際的定期的に監視・報告する検証枠組の設立

各国の約束政策案の提出 (2015年12月時点)

先進国	削減目標	提出時期
USA	-26~-28% in 2025 (relative to 2005), try to reduce by 28% at the minimum	21 March
EU	at least -40% in 2030 (relative to 1990)	6 March
Russia	-25~-30% in 2030 (relative to 1990), long term goal	1 April
Japan	-26% in 2030 (relative to 2013) (26.4% relative to 2005)	17 July
Canada	-30% in 2030 (relative to 2005)	16 May
Australia	-26~-28% by 2030 (relative to 2005)	11 August
Switzerland	-50% in 2030 (relative to 1990)	27 February
Norway	at least -40% in 2030 (relative to 1990)	27 March
New Zealand	-30% in 2030 (relative to 2005)	7 July
途上国		
China	CO ₂ emission per GDP -60~-65% (relative to 2005) by 2030, peak of CO ₂ emission at about 2030	30 June
India	CO ₂ emission per GDP -30~-35% (relative to 2005) by 2030	1 October
Indonesia	-29% (relative to 2005) by 2030	24 September
Brazil	-37% (relative to 2005) by 2030, -43% (relative to 2005) by 2050	28 September
Korea	-37% (relative to BAU) by 2030	30 June
South Africa	-29% (relative to 2005) by 2030, -37% (relative to 2005) by 2050	26 September

(from submission countries: North Korea, Laos, Nepal, Nicaragua, Panama, Syria, East Timor, Uzbekistan)

4. (日豪における批准の遅延) Delay of ratification in Japan and Australia
⇒ an observer in COP22 at Morocco (Marrakech)

(4-1) Japan's situation (日本の事情)

日本は国会でTPPの審議を優先していたが、2016年11月4日のパリ協定の発効前に批准することができなかった。事実、日本がパリ協定を批准したのは11月8日であり、その発効の4日後であった。

批准国としての権利は、批准30日に与えられる。それ故、日本は、2016年11月7~18日モロッコで開催されたCOP22に批准国の資格ではなく、オブザーバーとして参加せざるを得なかった。

日本政府は、以下の例外的に迅速な批准を予測できなかった。
(1)中国(排出量比率20.1%)とアメリカ(同17.9%)による同時批准(9月3日)
(2)インド(4.1%)による批准
(3)EU(4.6%)による一括批准(10月4日)
国連が、10月5日に実施要件が満たされたことを宣言し発効

この判断ミスには以下の背景があった。
a) パリ協定の発効要件は京都議定書よりも強化された。
パリ協定は、世界の温室効果ガス排出量の最低55%国が批准し後に発効する。
これは、国連の排出量の最低55%国が批准する最低55%国が必要とする京都議定書よりも若干厳しい
b) 京都議定書は締結から発効までに7年を要したが、パリ協定は1年以上が要しなかった。
c) EU政府は、以前は28の構成国が各々の国内議会で批准した後に批准していた。
この場合、京都議定書の場合と同様に数年を要すると見なされていた。
しかし今回は、各国の国内議会で批准に先立ち、例外的にEUとして一括批准した。

(4-2) Australia's situation (豪州の事情)
Negative Impact of Global Warming in Australia (豪州における地球温暖化の悪影響)



land degradation caused by drought 旱魃による土壌劣化
 Increase of bush fire 山火事の増発
 Serious damage on coral reef community due to warming and acidification of Ocean water (ocean whitening) 珊瑚の白化

(与党<国民党・自由党連立政権>も野党<労働党、グリーン党>もパリ協定を歓迎)
 Not only ruling coalition government of national & liberal parties but also opposition parties such as Labor party & Green party have welcomed the Paris agreement

(内閣解散による総選挙に突入したが、逆に議席数を減らした与党の連立調整に時間がかかり、パリ協定の批准がその発効に間に合わず)
 In Australia, in July 2 there was federal government election which has been very time consuming process and political situation had been unsettled for more than weeks. So, the ratification of Paris agreement was delayed until Nov 10, i.e. 2 days later than Japan. Because of this, Australia has to attend COP22 held in morocco (Nov 7 to 18) just as an observer. Due to this delay, Australia's negotiating power will be weakened.

豪州の戦後の政権交代と経済連携協定

1949 メンジース保守系政権発足 (～66年まで長期政権) ＜スノー・ワイ・マウンテン水力発電灌漑計画始動＞	1996 ハワード保守系政権発足 <親米派> 経済政策に重点、シドニー・オリンピック、フッシュ大統領に送附して邦新協定書を批准せず
1966 ホルト保守系政権発足	
1968 コート保守系政権発足	
1971 マクドーン保守系政権発足	2007 ケビン・ラッド労働党政権発足 <親中派> 自派主眼からの展開、アジア太平洋諸国としての認識、ミッドパワー一帯としての位置
1972 ウィットラム労働党政権発足	
1975 フレーザー保守系政権 ジョン・カーク連邦総督、ウィットラム連邦総督	2010 ジュリア・ギラード労働党政権発足<親日派> 親の女性総督、親の外国総督、東日本大震災時に民間に東日
1983 ホーク労働党政権発足 (労働党13年間の長期政権) APF連盟、GAPワググアイ・ラウンド開始、(フランスグループをリード)ミロ経済改革、マクドナルド・ボードの民営化、分社化	2013 ケビン・ラッド労働党政権発足 / アボット自由党・国民党連立政権発足<親日派> 連立政権13年、親米、親中、日本・中国
1991 キーティング労働党政権発足<労働党内閣>	2015 ターンブル自由党・国民党連立政権発足<自由党内閣> 中国企業家連合会のダーウィンを境内に設ける北部豪州州政府の撤廃協定を断絶 中国企業による数バイパスライン企業買収を禁止 中国の東太平洋海域に警戒、China Region 情報、中国問題
	2018 モリソン自由党・国民党連立政権発足<自由党内閣>

5. Australia – Japan cooperation (日豪関係)

(1) (気候変動に関するアジア太平洋協力) Asia Pacific cooperation on Climate Change
 Both Japan and Australia attended at the 25th Asia Pacific Seminar on Climate Change (Monday, 20 June 2016). This seminar has been sponsored by Japanese government since 1991 and was held in Phuket, Thailand under the joint auspices of Japan and Australia

(2) (二酸化炭素回収貯留技術) Japan is contributing for carbon capture and storage (CCS) technology in Australia

(3) (二国間オフセット・クレジット制度)
 Japan has planned to propose the scheme "bilateral credit system (JCM/BOCM)" in COP22 before implementation of the Paris agreement, which became impossible because of the delayed ratification. Australia has not been involved with this at the moment.



日本は、延長された京都議定書の第2約束期間には参加していない。排出削減のクレジット・クレジット・クレジット (JCM) などの削減クレジットは現行でもあり、排出削減と比べれば削減は少ない。JCM/BOCMはJCMを補う仕組み。政府は、JCM/BOCMの開始に際しては削減クレジットを削減する。JCM/BOCM (決定・報告・第三者検証という一連の流れにより、排出削減行動の透明性と公平性、正確性を確保する仕組み) に基づく実証調査・実現可能性調査を行っている。

(モンセル、インドネシア、カンボジア、スリランカ、タイ、ベトナム、メキシコ、ラオス)

bilateral credit system (JCM/BOCM), where Japan can add part of GHG reduction in the developing countries to Japanese reduction in return for the provision of energy saving technology to them.

6. 日豪関係に対する意義

1) (原発から火力発電へのシフト)
 2011年の東日本大震災により生じた福島増加した第一原発事故以降、原子力発電に代わって新規の火力発電工場が増加した。

2) (日豪間資源輸入への影響)
 日本でのこの傾向は、原子力発電の原料のウラン鉱のオーストラリアからの輸入を減少させる一方で、火力発電用の石炭輸入を増加させている。その為、日豪間の資源貿易はパリ協定の動向に応じて不安定化。

3) (日本の火力/原子力発電施設・新幹線輸出への反響)
 加えて、日本は効率的な火力/原子力発電施設と新幹線の輸出を企画しているが、これは電力消費が大きく地球温暖化につながり、国際的NGOから批判されつつある。

4) (豪州の石炭輸出依存への反省)
 オーストラリアでは、石炭産業への過度の依存は、パリ協定の観点から、歓迎されていない。

5) (米国のパリ協定離脱 → 中国の影響) <←BREXITに伴うEUの足並みの乱れ>
 トランプ米大統領がパリ協定からの離脱を表明
 オーストラリアのターンブル首相は、オバマ前大統領が既に約束しているため、現実には、離脱するには最低4年を要するとして批判。
 アメリカ、日本、オーストラリアの影響が薄れる中で、COP22における温室効果ガス削減に関する国際競技において中国の立場が急拡大。

2020年までの道筋

	2017年 1-6月	2017年 7-12月	2018年 1-6月	2018年 7-12月	2019年 1-6月	2019年 7-12月	2020年 1-6月	2020年 7-12月
COP議長国	フィジー		ポーランド		ラオス・カブ(予定)		西洋その他(予定)	
G7議長国	イタリア		カナダ		フランス		米国	
G20議長国	ドイツ		アルゼンチン		日本		サウジアラビア	
UNFCCC 京都議定書 パリ協定		・COP23 パリ協定実施規則交渉		・COP24 パリ協定実施規則 合意、土壌・土壌 ・IPCC.5 度特別報告 合意(10月)		・COP25 海洋特別報告 ・2050年長期低炭素 経済特別報告 ・COP26		
国連などの動き		・One Planetサミット(パリ12月)		・カリフォルニア気候サミット	・モントリオール協定重化CFC規制開始(1月)	・国連気候サミット(9月)	・CRO COP15 ポスト京都目標(予定)	・ICAD 市場メカニズム開始(予定)
各国の出来事など	・米国パリ協定脱退表明(6月)			・米国中間選挙(11月)	・米国会選挙			・米国大統領選挙(11月)

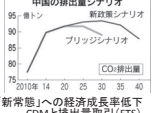
貿易自由化(FTA)と地球環境に関するアジア太平洋地域の動向

中国: 「新常态」への移行で経済成長は7%水準から3～4%台へと低下、20年代前半に排出量が減少に転じ、30年頃には10年代前半の水準に、国連のクリーン開発メカニズム(CDM)では世界最大の排出特許権国で、13年から北京市等では排出量取引(ETS)を導入、17年から全国規模に拡大(COP21) 5月に電力、セメント、アルミの先行3部門の排出特許権の基準値を公表、国内航空、鉄鋼等も来年以降追加。排出特許の企業間取引で適切な価格(30元＝約480円/トンの炭素価格)を導出、コスト削減、上海市等7つが排出量取引に参入、欧州を上回る世界最大の排出量取引市場に。

日本: 京都議定書の発足で世界をリード、福島原発事故以降の火力発電への移行で、第2約束期間からは脱炭、パリ協定の批准がその発効時期より遅れ、オーストラリアと共に国際交渉会議での発言権低下、オーストラリアと共に、「気候変動に関するアジア太平洋協力」を推進、2国間オフセットクレジット制度の提言、オーストラリアに対して、二酸化炭素回収貯留技術や海水の淡水化で技術協力。

豪州: 適度な自由化要求でRCEPにおける立場が微妙化、TPPでは米国の離脱宣言批判で存在感拡大、温暖化対策では微妙な立場。排出削減基金制度(ERF)2014年から実施、10年間で25.5億ドルの予算。2014年に炭素税、鉱物資源利用税の発止、2015年、自然エネルギー発電導入目標引下げ、炭鉱閉山事業に資金援助

米国: 貿易問題に関してはTPP離脱、環境問題に関してはパリ協定離脱、(⇒We are still in, 一部米国民は抵抗)パリ協定の最も重要な点は途上国に削減目標を持たせた点であるが、それは京都議定書を批判しながらのことの反省からオバマ大統領が中国と共に先に同時に批准したことによるが、トランプの離脱宣言により、中国と途上国は梯子を外された状態に置かれた。中国はこれを好機に環境問題の覇権を握りつつある。



ご清聴有難うございました
 THANK YOU FOR LISTENING

